

大和市公告第94号

大和市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号）第9条の規定により、令和4年9月29日に次のとおり大規模土地利用構想の届出があったので、同条例第10条の規定により、当該届出に係る大規模土地利用構想の写しを公衆の縦覧に供する。

令和4年10月3日

大和市長 大木 哲

開発事業の名称	神奈川中央交通（株）大和営業所建替工事
開発事業区域の位置	大和市下鶴間字乙九号2775番1ほか6筆
開発事業区域の面積	12,356.42平方メートル
開発事業者の氏名	神奈川中央交通株式会社 取締役社長 堀 康紀
大規模土地利用構想の 写しの縦覧場所	大和市街づくり施設部街づくり計画課
縦覧期間	公告の日から30日間